

男鹿市地域防災計画修正（案）の概要

令和3年2月

1. 修正の趣旨

地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定により、男鹿市防災会議が作成する計画であり、男鹿市にかかる防災に関し、関係機関が災害予防、応急対策及び復旧・復興に至る一連の災害対策を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的として策定するものである。

令和2年度は、平成30年7月西日本豪雨等の近年発生した災害対応の教訓や国の「災害対策基本法」等の関係法令の改正を踏まえ修正された「防災基本計画」及び「秋田県地域防災計画（第17次修正）」との整合性を図るとともに、本市地域の特性を踏まえた防災・減災対策の強化を一層推進するため修正を行う。

2. 主な修正内容

（1）住民主体の取組の支援・強化

- ①「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や地域の災害リスクを踏まえた適切な避難行動等の周知
- ②防災機関と福祉機関の連携による高齢者の避難行動に対する理解を促進
- ③防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図り研修会等を実施

（2）近年の豪雨被害を踏まえた警戒避難体制の強化

- ①災害リスクのある地域の住民や要配慮者施設を対象とした防災教育及び避難訓練の実施、住民の避難行動等を支援する防災情報の提供（5段階の警戒レベル）
- ②避難勧告又は避難指示（緊急）を夜間に発令する可能性がある場合、避難行動をとりやすい時間帯における自主避難を促進
- ③豪雨時における避難勧告等の発令対象地域の判断情報に、大雨警報（土砂災害）の危険度分布、洪水警報の危険度分布等を活用
- ④ため池の耐震化や統廃合の推進

（3）熊本地震を踏まえた避難支援・生活支援対策

- ①避難所における良好な生活環境の向上
- ②発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難支援や迅速な安否確認等を実施
- ③生活再建に向けた保険・共済等の普及啓発・加入促進

（4）避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の強化

- ①避難所の過密抑制等、感染症対策の平時からの検討、実施
- ②マスク等の感染症予防用品の整備

(5) その他近年の災害対応を踏まえた所要の修正等

- ①各防災拠点で業務継続性確保のための非常用電源を72時間以上稼働できる燃料等の確保の促進
- ②地方公共団体との応援協定等による広域応援体制の整備、強化
- ③行政・NPO・ボランティア等の連携による情報共有会議の整備及び強化
- ④災害の状況を考慮した指定避難所の開設の判断
- ⑤道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者による緊急通行車両の通行確保
- ⑥集中的な大雪時の道路除雪等の対策強化及び冬季間における車両運転者の防災知識の普及促進
- ⑦中小企業等における防災・減災対策の推進
- ⑧国の権限代行制度による地方管理道路等の災害復旧工事への支援
- ⑨地域防災計画にある各種データの更新等